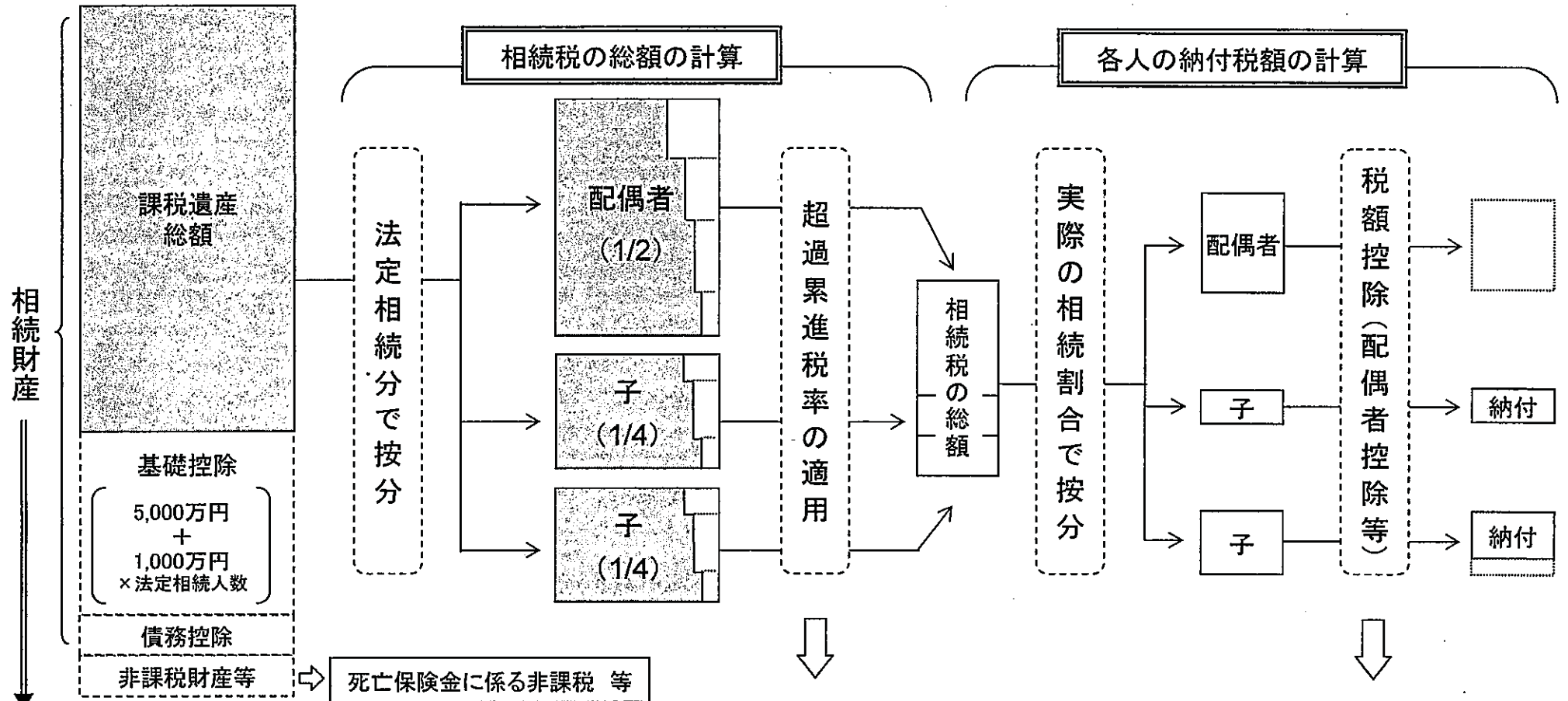


# 資 料

## (資産課税)

# 相続税の概要（現行）



## 相続財産の内訳（平成21年分）

- ・ 土地 5.5兆円 (49.7%)
- ・ 有価証券 1.3兆円 (12.0%)
- ・ 現金・預貯金等 2.5兆円 (22.3%)
- ・ その他の財産 1.8兆円 (16.0%)  
(家屋・構築物、生命保険金等)

合計 11.1兆円

(参考) 債務控除額：1.1兆円

各法定相続人の取得金額	税率
～ 1,000 万円 の部分	10 %
～ 3,000 万円 "	15 %
～ 5,000 万円 "	20 %
～ 1 億円 "	30 %
～ 3 億円 "	40 %
3 億円超 "	50 %

6段階

## ○ 配偶者控除

配偶者の法定相続分又は1億6千万円のいずれか大きい金額に対応する税額を控除

## ○ 未成年者控除

「20歳に達するまでの年数×6万円」を控除

等

# 相続税が課税される財産等(現行)

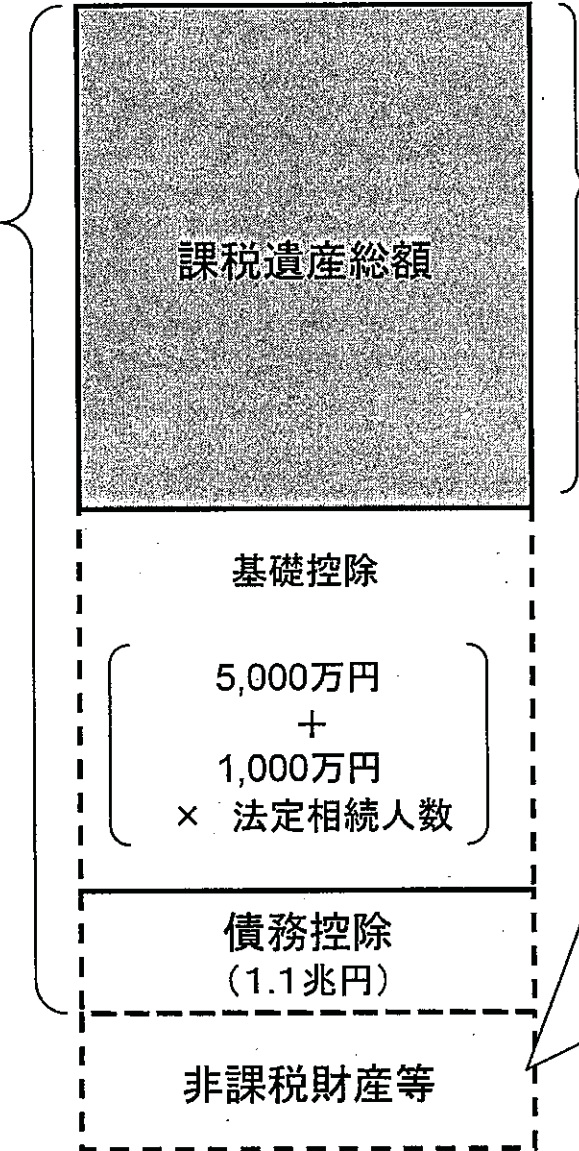
**相続財産(H21年)**  
**11.1兆円**

〔相続財産の内訳〕

土地 : 5.8兆円  
 有価証券 : 1.3兆円  
 現金預金 : 2.5兆円  
 その他 : 1.8兆円

---

合計 : 11.1兆円



**相続税額の計算  
の基礎となる金額**

- 非課税財産

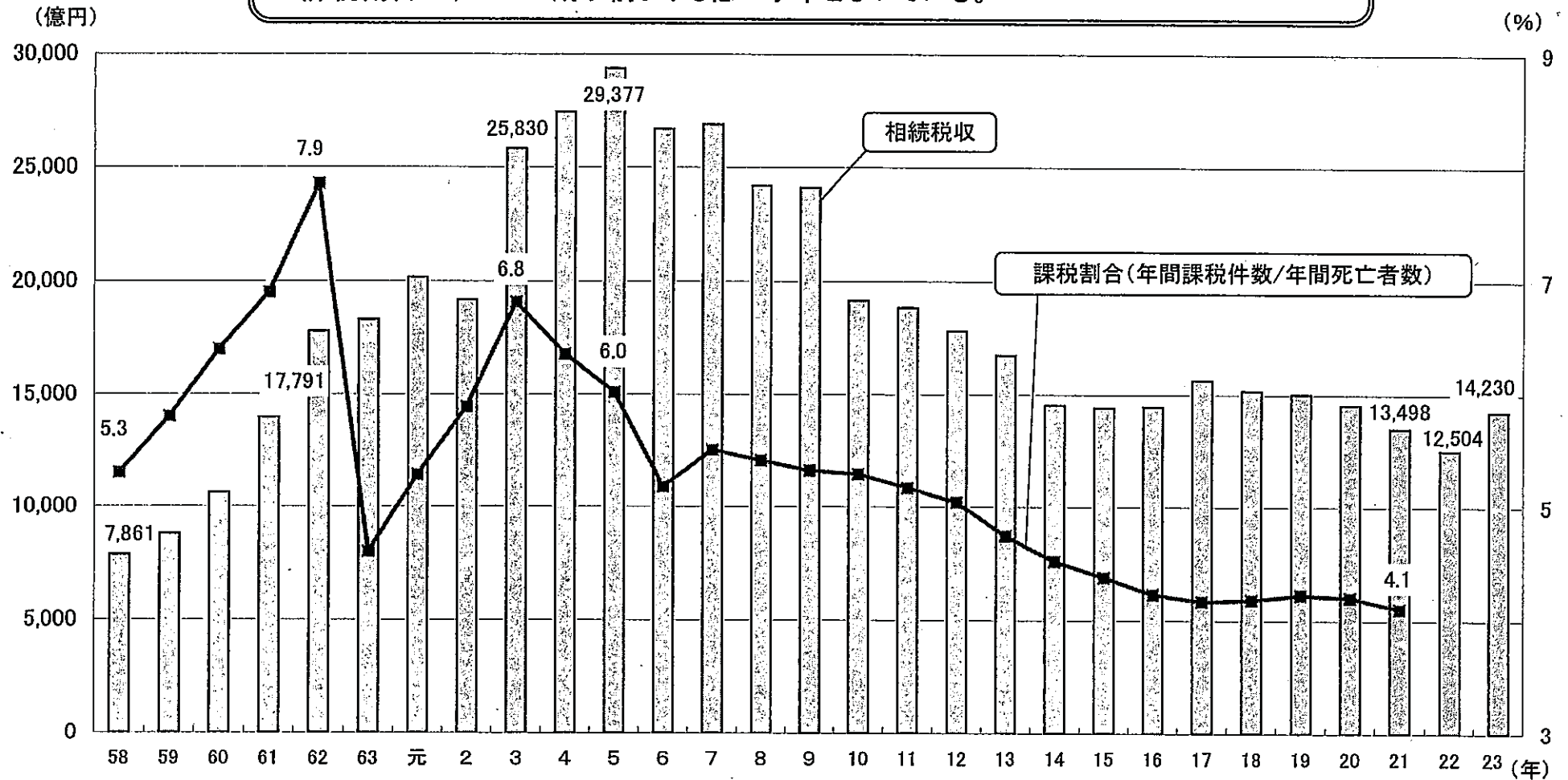
  - 墓所、霊びょう等
  - 死亡保険金・死亡退職金のうち一定の金額  
(500万円×法定相続人数)
  - 相続人が、申告期限までに国や公益法人等に贈与(寄附)した相続財産  
等

課税価格の減額特例

  - 小規模宅地等の課税の特例
    - ・ 事業用宅地(400㎡まで80%減額等)
    - ・ 居住用宅地(240㎡まで80%減額)
 等

## 相続税の課税割合及び税収の推移

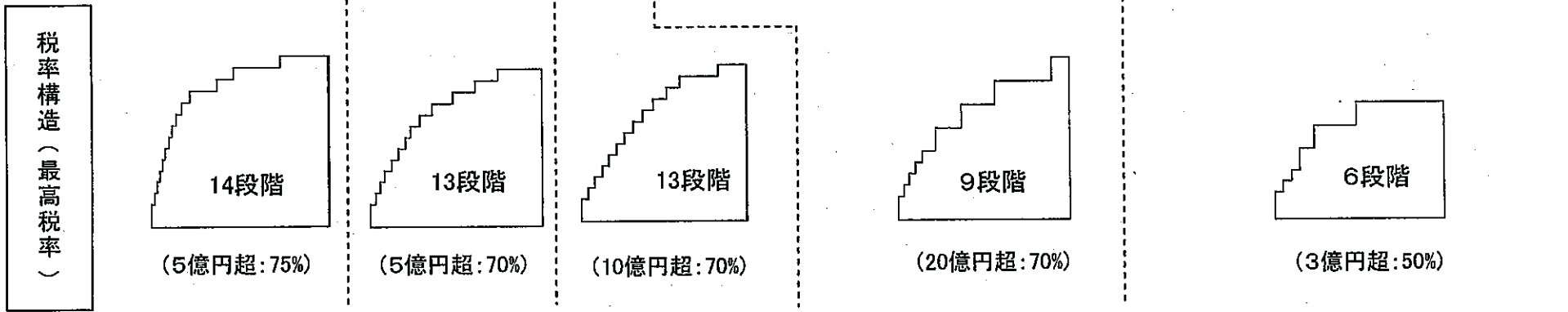
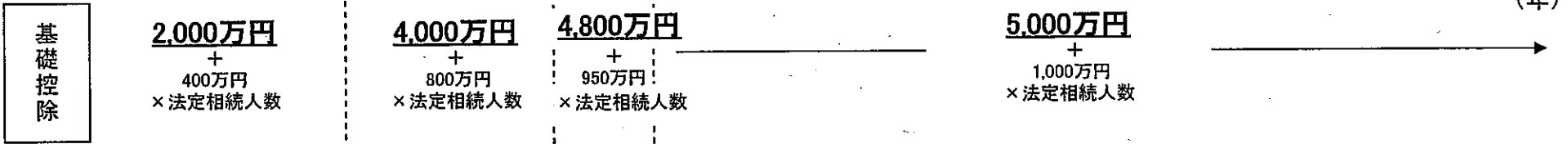
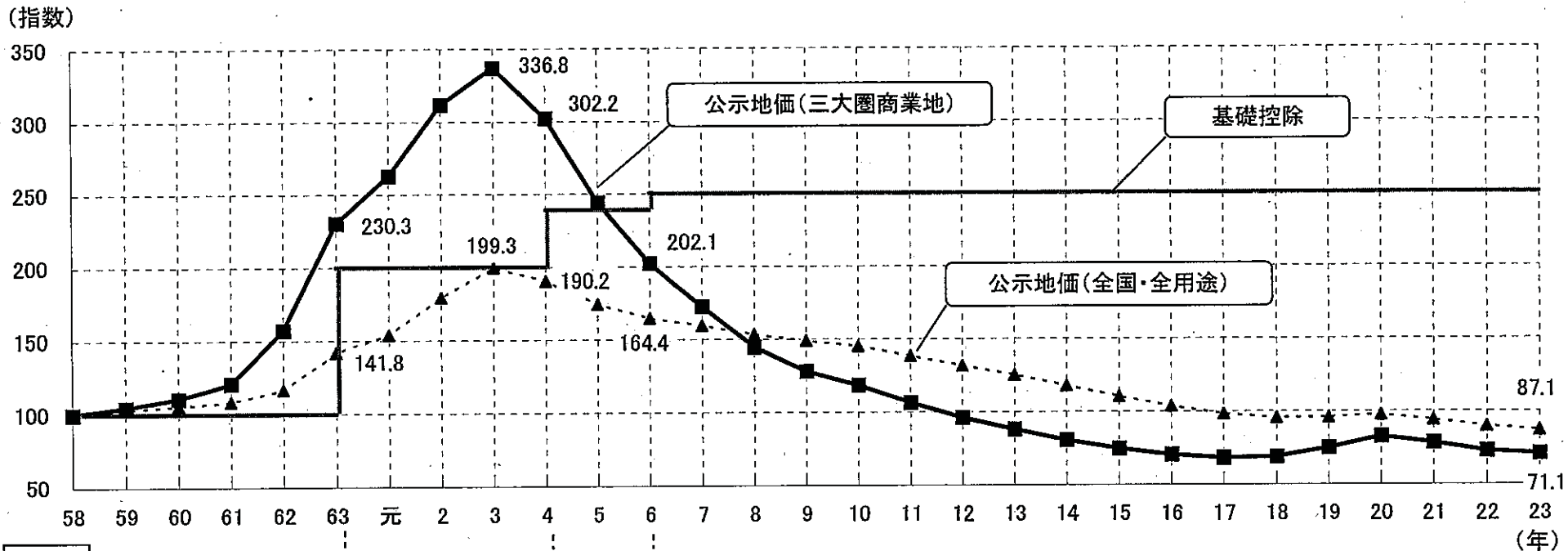
バブル期以後は、相続税の課税割合及び税収とも減少傾向にあり、足元では、課税割合は、バブル期以前よりも低い水準となっている。



(注1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む(平成22年度以前は決算額、平成23年度は予算額)。

(注2) 課税件数は「国税庁統計年報書」により、死亡者数は「人口動態統計」(厚生労働省)による。

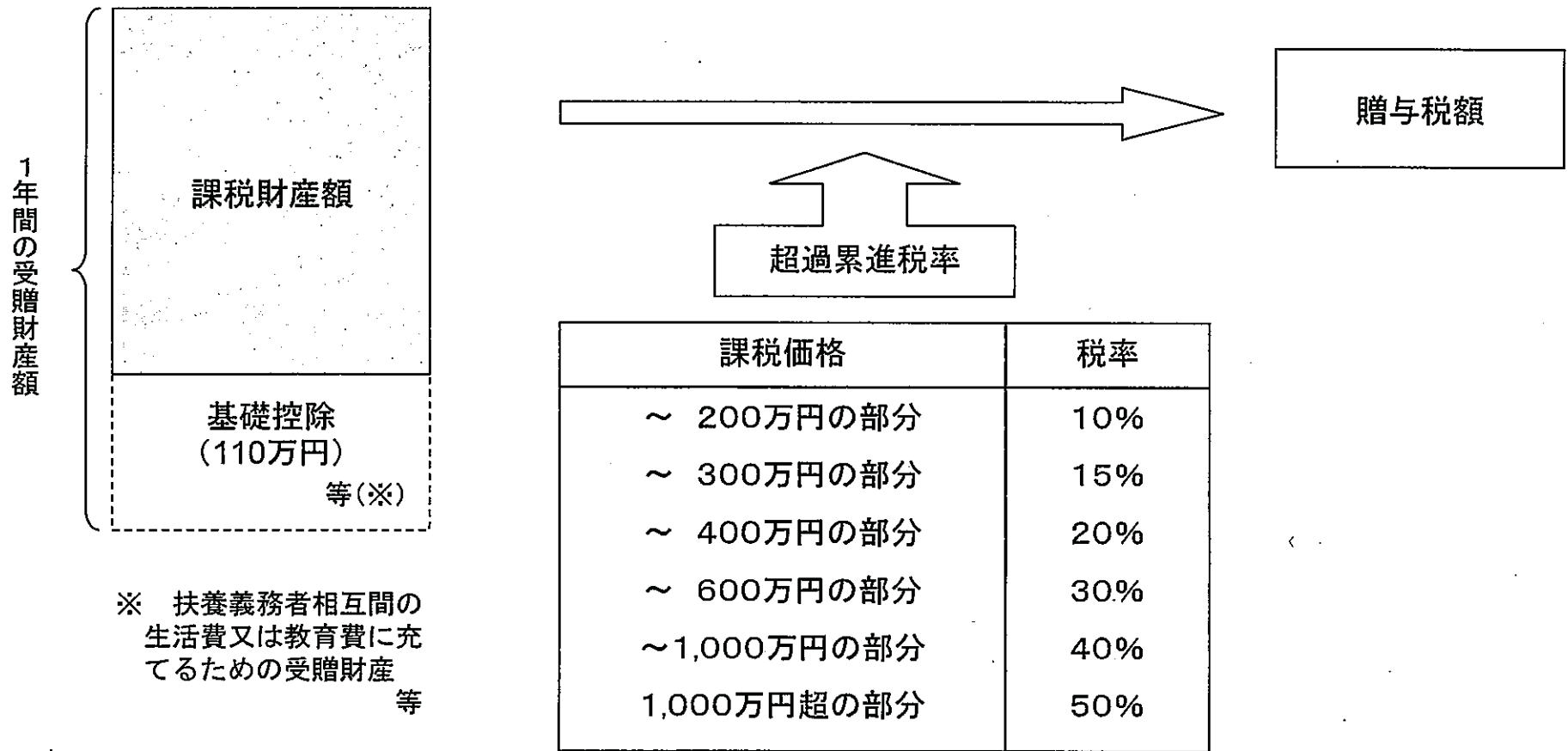
# 地価公示価格指数の推移と相続税の改正




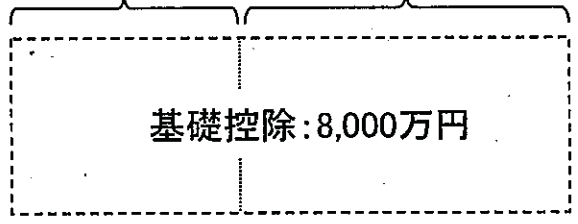
# 贈与税の概要（現行）

贈与税は、個人から贈与により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時ににおける時価を課税価格として課される税で、相続税の補完税としての性格を持つ。従来からの「暦年課税」の他に、平成15年度に、次世代への資産移転及びこれによる消費拡大と経済活性化の観点から「相続時精算課税」が導入されている。

## 1. 暦年課税の概要（現行）



## 2. 相続時精算課税の概要(現行)

	制度の仕組み	3,000万円を生前贈与し、5,000万円を遺産として残す場合の計算例(配偶者+子2人)	【参考】 暦年課税の場合
【贈与時】	① 贈与財産額を贈与者の相続開始まで累積 ② 累積で2,500万円の非課税枠 ③ 非課税枠を超えた額に一律20%の税率	贈与額: 3,000万円 	納付税額 1,220万円
【相続時】	贈与財産額(贈与時の価額)を相続財産の価額に加算して、相続税額を精算	贈与額 3,000万円      相続額 5,000万円 	・無税 ・贈与時の納付税額100万円は還付 無税
		合計納税額	0円

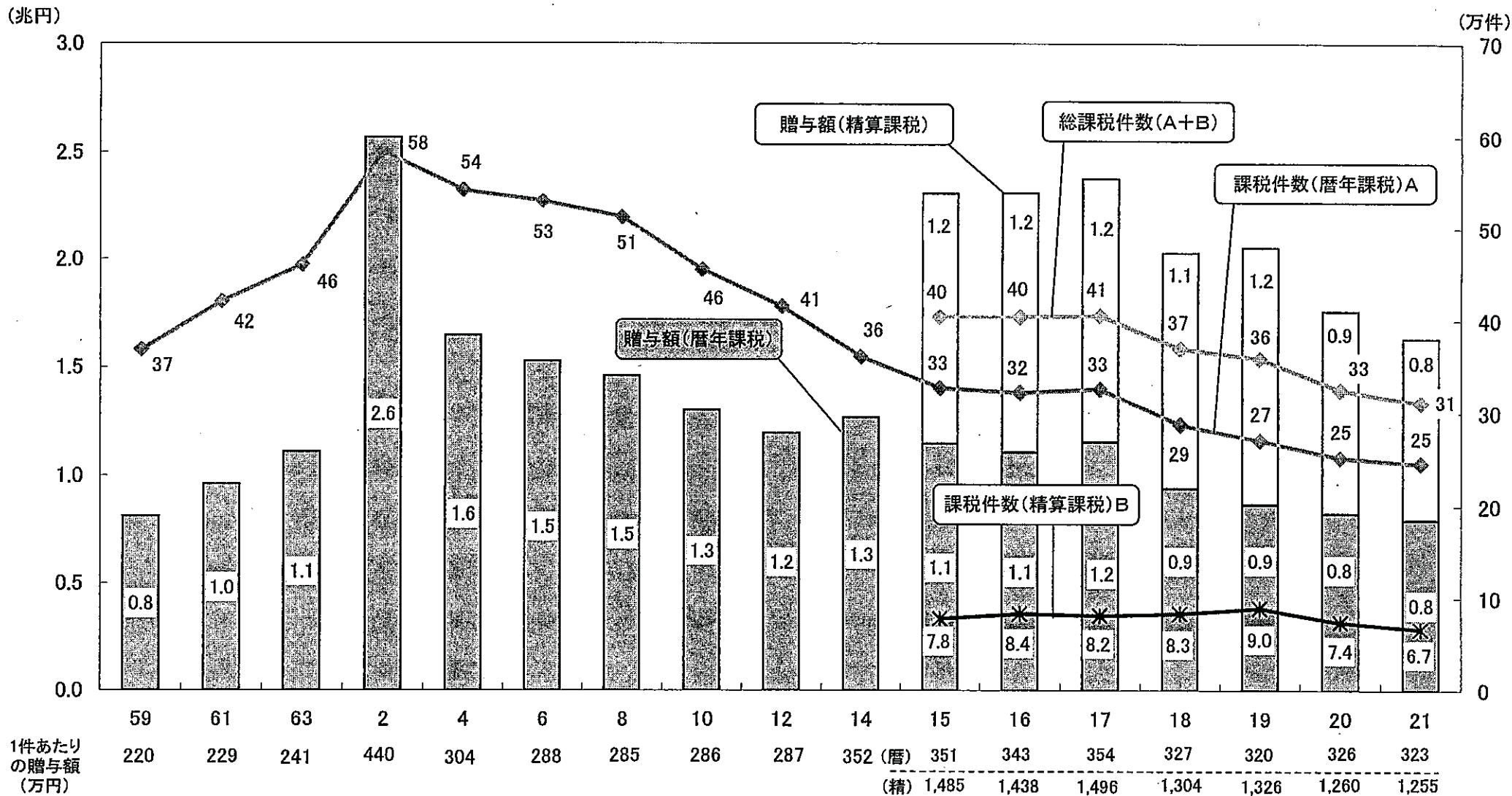
○ 相続時精算課税制度を選択できる場合

贈与者: 65歳以上の親

受贈者: 20歳以上の推定相続人

# 贈与税の課税状況の推移

相続時精算課税制度の導入により、課税件数及び贈与額が増加。



(備考)「国税庁統計年報書」による。なお、上記の内、(暦)は暦年課税分であり、(精)は相続時精算課税分である。



## 所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第104条（抄）

### （税制の抜本的な改革に係る措置）

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代（平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一～四 省 略

五 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。

六～八 省 略

## 平成23年度税制改正大綱（抄）

〔平成22年12月16日  
閣議決定〕

### 第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

#### 3. 資産課税

##### (1) 相続税

###### ① 基本的な考え方

相続税は格差是正・富の再分配の観点から、重要な税です。相続税の基礎控除は、バブル期の地価急騰による相続財産の価格上昇に対応した負担調整を行うために引き上げられてきました。しかしながら、その後、地価は下落を続けているにもかかわらず、基礎控除の水準は据え置かれてきました。そのため、相続税は、亡くなられた方の数に対する課税件数の割合が4パーセント程度に低下しており、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、相続税の再分配機能が低下しています。

地価動向等を踏まえた基礎控除の水準調整をはじめとする課税ベースの拡大を図るとともに、税率構造について見直しを図ることにより、相続税の再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する必要があります。

###### ② 改革の取組み

###### イ 基礎控除及び税率構造

格差固定化の防止、相続税の再分配機能・財源調達機能の回復等の観点から、基礎控除を「3,000万円＋600万円×法定相続人数」へ引き下げるとともに、高額遺産取得者を中心に負担を求める観点から最高税率を55%へ引き上げるなど税率構造を見直します。

###### ロ 死亡保険金の非課税措置

死亡保険金の非課税措置については、「相続人の生活安定」という制度趣旨の徹底の必要性や他の金融商品との間の課税の中立性確保の要請等を踏まえ、算定の基礎となる法定相続人の範囲を縮減します。

###### ハ 未成年者控除・障害者控除

相続税額から一定額を差し引く未成年者控除・障害者控除については、控除額が長年にわたって据え置かれてきており、物価動向や今般の相続税の基礎控除等の見直しを踏まえ、引き上げます。

## (2) 贈与税

### ① 基本的な考え方

贈与税は、相続税と同様、贈与という無償の財産取得に担税力を見出して課税するものであり、相続税の回避を防止するという意味で、相続税を補完する役割を果たしています。

過去累次の相続税・贈与税改正においては、こうした「相続税の回避防止」の観点から、相続税に比べ贈与税の税率構造は相対的に厳しいものとされてきました。加えて、近年、被相続人のみならず相続人自身の高齢化が進んでいることとも相まって、若年世代への資産移転が進みにくい状況となっています。贈与税の見直しを通じ、高齢者層が保有する資産をより早期に現役世代に移転させ、その有効活用を通じて経済社会の活性化を図ることが必要です。一方で、見直しに当たっては、資産格差が世代を超えて固定化してしまうとの懸念にも配慮する必要があります。

### ② 改革の取組み

相続税について、課税ベースの拡大・税率構造の見直しを図れば、死亡時点まで資産を保有することに伴う税負担が高まるため、そのこと自体によっても生前贈与を促す効果があります。こうした相続税の負担の適正化と併せて贈与税を緩和すれば、そうした生前贈与はより一層促進されることとなります。こうした観点から、子や孫などが受贈者となる場合の贈与税の税率構造の緩和、受贈者に孫を加えるなど相続時精算課税制度の対象範囲の拡大を行い、高齢者の保有資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大や経済活性化を図ります。

## 社会保障・税一体改革成案（抄）

平成 23 年 6 月 30 日  
政府・与党社会保障改革検討本部決定

### IV 税制全体の抜本改革

税制抜本改革については、社会保障改革の進め方との整合性にも配慮しつつ、平成 21 年度税制改正法附則 104 条第 3 項及び平成 22 年度・23 年度税制改正大綱（閣議決定）で示された改革の方向性に沿って、以下の考え方により検討を加え、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税にわたる改革を進める。また、地方に関わる事項については、地方団体の意見に十分配慮して、検討を進めることとする。

（中略）

#### （4）資産課税

資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する観点から、相続税の課税ベース、税率構造を見直し、負担の適正化を行う。これと併せ、高齢者が保有する資産の現役世代への早期移転を促し、その有効活用を通じた経済社会の活性化を図るとの観点から、世代を超えた資産格差の固定化にも配慮しつつ、贈与税を軽減する。また、事業承継税制について、運用状況等を踏まえ見直しを検討する。

（中略）

なお、平成 22 年度・23 年度税制改正においては、このような方向性を踏まえ、税制抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革に取り組んできたところであり、現在、国会において審議が行われている平成 23 年度税制改正については、引き続き、その早期実現を目指す。

## 相続税の基礎控除及び税率構造の見直し(23年度改正法案)

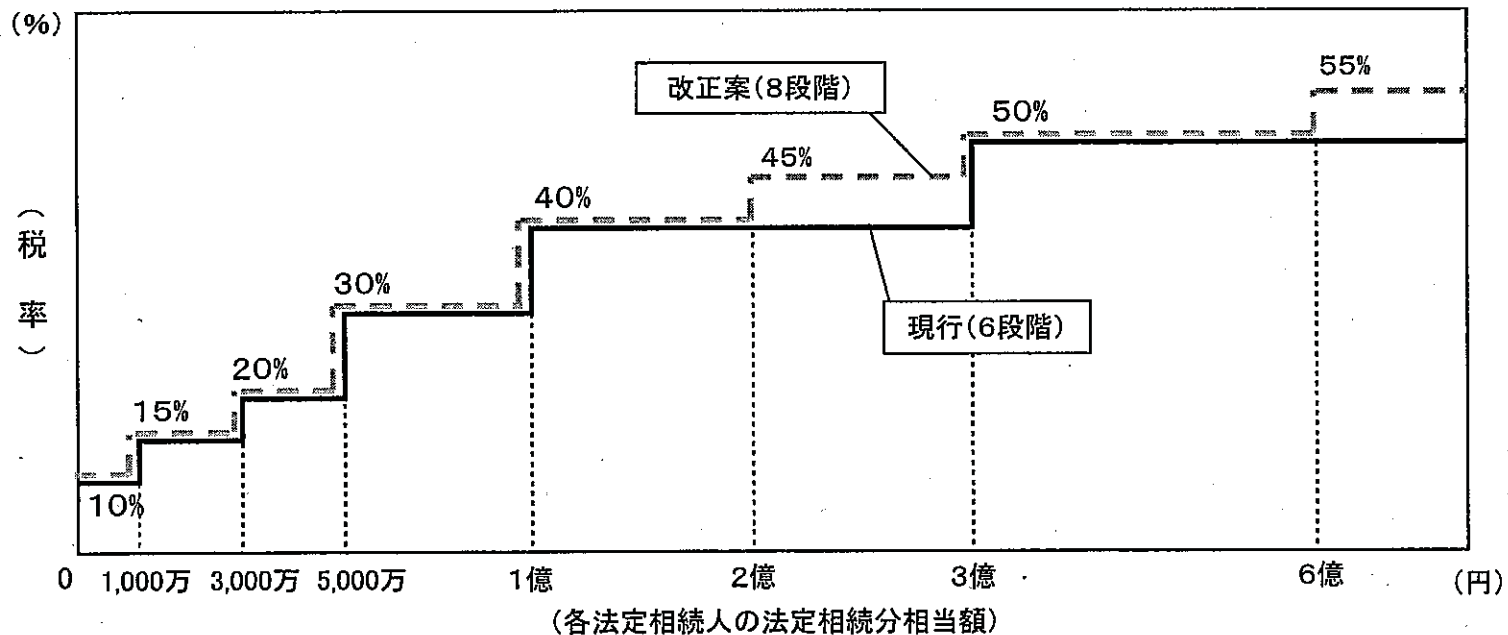
格差固定化の防止、相続税の再分配機能・財源調達機能の回復等の観点から、基礎控除を引き下げるとともに、高額の高額取得者を中心に負担を求める観点から最高税率を55%へ引き上げるなど税率構造の見直しを行う。

### ○ 基礎控除の引下げ

〔現 行〕
〔改正案〕

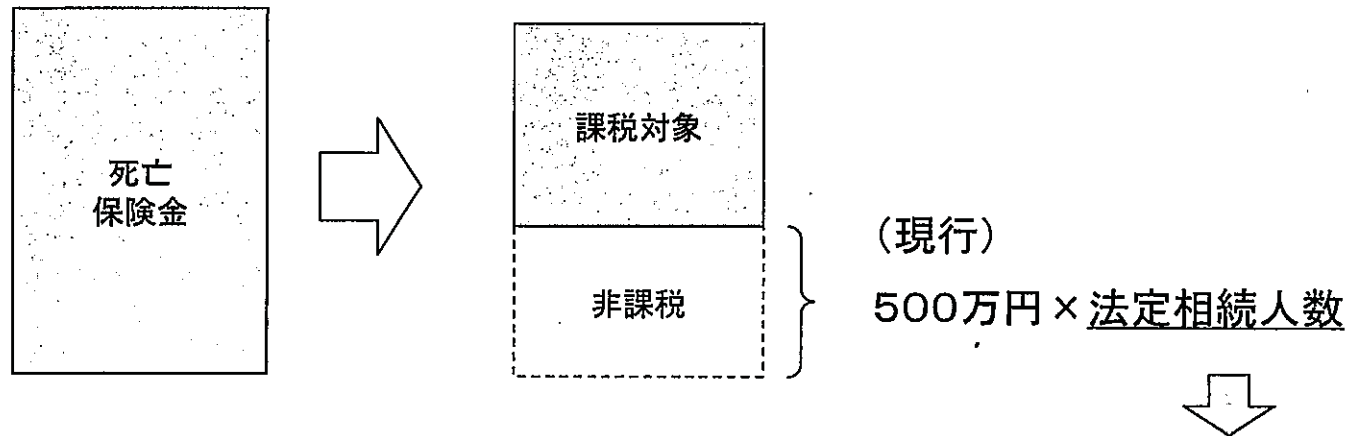
$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人数}$ 
➔
 $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人数}$

### ○ 税率構造の見直し



## 死亡保険金に係る相続税の非課税措置の見直し(23年度改正法案)

死亡保険金に係る相続税の非課税措置について、「相続人の生活の安定」という制度趣旨の徹底の必要性や他の金融商品との間の課税の中立性確保の要請等を踏まえ、以下のとおり見直しを行う。



(改正案)

次のいずれかに該当する法定相続人数

- ① 未成年者
- ② 障害者
- ③ 相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者

相続税の未成年者控除・障害者控除の見直し(23年度改正法案)

未成年者控除及び障害者控除について、前回改正時(昭和63年)からの物価の動向及び相続税全体の見直しの内容を踏まえ、相続税額からの控除額を次のとおり引き上げる。

未成年者控除

(現行)

6万円 × 20歳に達するまでの年数



(改正案)

10万円

障害者控除

(現行)

6万円 (特別障害者: 12万円)

× 85歳に達するまでの年数



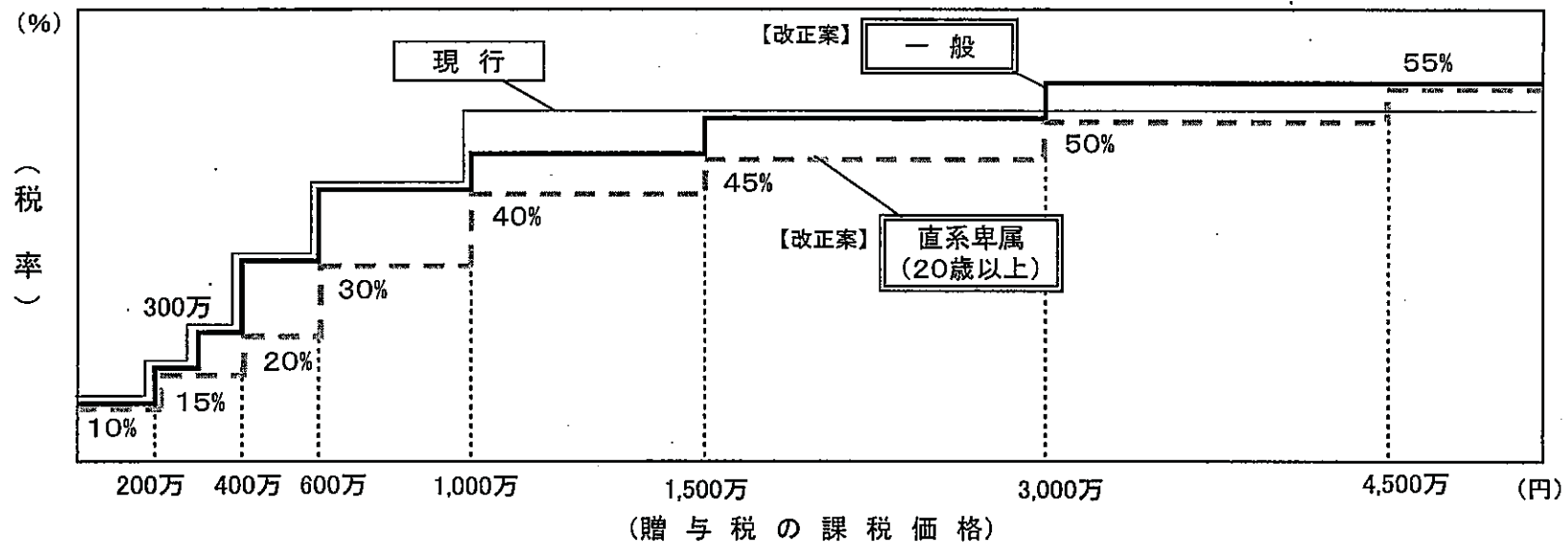
(改正案)

10万円 (特別障害者: 20万円)

## 贈与税の見直し(23年度改正法案)

- 高齢者の保有資産の若年世代への早期資産を促し、消費拡大や経済活性化を図る観点から、
- ① 暦年課税について、子や孫などの直系卑属が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和
  - ② 相続時精算課税制度について、受贈者に孫を追加するなど、その対象範囲を拡大

### ① 税率構造の緩和(暦年課税)



### ② 相続時精算課税制度の対象者の見直し

